

SHINWA NEWS

[商業登記]株式会社の代表取締役等の
個人住所について一部非公開が可能に

令和6年8月
(No.9)

令和6年10月1日より、プライバシーや個人情報を保護する目的で、これまで登記上で公開されていた株式会社の代表取締役等（以下、「会社代表者」といいます。）の個人住所の一部を非公開にすることが可能となります。

制度をご利用される際のご参考になれば幸いです。

[1] 登記事項の表示

住所非表示措置（以下、「非表示措置」といいます。）を行った場合、法務局で取得する会社の登記事項証明書など（以下、「登記簿謄本」といいます。）の会社代表者の住所は最小行政区までの記載となります。

具体的には、市区町村まで（東京都においては特別区まで、指定政令市においては区まで）の記載となり、町名や地番など個人住所の特定につながる表示はされません。

登記事項の表示のイメージ

措置前

役員に関する事項	取締役 しんわ 太郎
	東京都千代田区神田錦町一丁目21番1号 代表取締役 しんわ 太郎



措置後

役員に関する事項	取締役 しんわ 太郎
	東京都千代田区 代表取締役 しんわ 太郎

[2] 要件

非表示措置を行う際の要件を、以下の通りご紹介致します。

要件① 一定の登記申請と同時に非表示措置の申出を行うこと

非表示措置の申出は、一定の登記申請と同時に行う必要があります。

例えば、役員の変更期で会社代表者が再任される場合、自宅を引っ越した場合、本店の住所を移転した場合（管轄法務局が変わる場合に限り）などが挙げられます。

そのため、申出ができるタイミングが限られていることにご注意ください。

要件② 所定の書類を添付すること

上場会社と非上場会社では添付書類が異なりますが、今回は**非上場会社の添付書類**についてご紹介致します。以下の（a）～（c）の書類をご準備いただく必要があります。

なお、制度開始前のため詳細は今後明らかになる予定です。

- （a）司法書士等が本店の実在性を確認した証明書または本店宛ての配達証明郵便等
- （b）会社代表者の住民票の写し等
- （c）司法書士等が確認した実質的支配者（会社の意思決定に影響を与えることができる人物）の証明書等

[3] 予想されるメリットとデメリット

プライバシー保護の効果が期待される一方で、融資時などにおいて手続きが煩雑になる可能性もあるため、メリット、デメリットを総合的に検討することが必要となります。

メリット：プライバシー、個人情報の保護が可能となる

自宅の住所が公開されてしまうことに対して抵抗感を持つ方や、特に上場会社の会社代表者や知名度が高い方にとっては、大きなメリットになります。

デメリット：会社代表者の住所を証明することが出来ない

金融機関から融資を受ける際に、登記簿謄本によって会社代表者の住所を証明することが出来ないため、不動産取引等に当たって必要書類が増えたり、手続きに一定の支障が生じることが想定されます。

[4] 注 意 点

非表示措置を行った場合の注意点について、以下の通りご紹介致します。

① 住所変更があった場合も登記申請が必要

非表示措置を行った場合でも、会社代表者の住所に変更があった場合は、従来どおり登記の申請が必要です。

② 株式会社の会社代表者のみが対象

非表示措置を行える会社は株式会社のみに限られます。合同会社その他の法人は、この制度の対象外です。

③ 法律上の利害関係者による個人住所の閲覧が可能

利害関係者が閲覧請求を行うと、非表示となっている個人住所の情報が開示されます。

④ 過去に登記された住所については、非表示措置を行うことが出来ない

非表示になるのは、制度施行後に登記をされた住所のみです。過去に登記がされた住所については引き続き公開されます。

⑤ 非表示措置が終了する場合がある

株式会社が非表示措置を希望しない申出をした場合や、株式会社が本店に実在しないことが認められた場合など、一定の場合に非表示措置が終了します。

ご不明な点がございましたら、お気軽に弊事務所の担当者までご連絡くださいますよう、よろしくお願ひ申し上げます。